

岡山シンフォニーホールホームページに掲載するバナー広告の取扱基準

【目的】

第1条 広く市民やホール利用者への周知向上、またホームページ利用の活性化を図るため、民間企業等との協働により自主財源を確保するとともに、広告を募集することを目的とする。

【バナー広告の掲載位置】

第2条 広告の掲載位置は、(公財)岡山文化芸術創造(以下「法人」という。)がホームページのトップページで指定した位置とする。

【バナー広告の掲載期間】

第3条 1 広告を掲載する期間は、月間・6ヶ月・年間とする。

【バナー広告の枠数、掲載料及び規格・作成】

第4条 1 掲載する広告は、バナー広告のみとする。

2 岡山シンフォニーホールホームページにおける広告枠数は、最大10枠とする。

3 広告掲載の申込みが、事前に規定する枠数を超えた時は、申込の先着順とする。

4 広告掲載に使用するバナーの新規作成を希望の場合は、法人が指定する委託業者で作成することができる。(バナー作成1つにつき、11,000円(税込)~)。

5 広告主の都合で、契約期間中に広告を取り止めた場合、掲載料の返金はしないものとする。

6 広告の掲載料金及び規格は、次のとおりとする。

掲載料金		単位:円(税込)		
岡山シンフォニーホール ホームページの トップページ1枠	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	年間
	5,500	15,950	30,800	55,000

注1 : 上記表を基本としていますが、期間はご相談下さい。

規格	
バナーサイズ	縦65ピクセル×横165ピクセル
データ	100キロバイト以下
形式	JPEGまたはGIF

【支払い方法】

第5条 法人の請求に基づき、前条第6項に掲げる掲載料金を請求のあった月の翌月末までに支払うものとする。

【バナー広告掲載の停止】

第6条 法人は、このホームページバナー広告掲載において、次の各号に該当する場合は、利用者に連絡することなく、掲載を停止することができる。

- (1)天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- (2)電気通信設備の保守、または工事上やむを得ない理由が生じたとき。
- (3)電気通信設備の障害、その他やむを得ない理由が生じたとき。
- (4)法令による規制、司法命令等が適用されたとき。
- (5)利用者が、法人の利益に反する行為や恐れのあるとき。
- (6)利用者がこの広告の取扱基準の何れかの条項に違反したとき。

【バナー広告掲載の対象】

第7条 掲載できるバナー広告は、文化・観光・産業に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)岡山市及び周辺地区的文化・観光・産業事業の品位を損なう恐れのあるもの。
- (2)政治活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの。
- (3)宗教活動に関わるもの。
- (4)公序良俗に反する恐れのあるもの。
- (5)責任の所在及び、広告の内容が明確でないもの。
- (6)法令又は条例若しくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの。
- (7)誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のあるもの。
- (8)名譽毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの。
- (9)その他、掲載する広告として妥当でないと法人が認めるもの。

【バナー広告掲載の優先】

第8条 繼続して掲載の申込があった場合は、優先的に継続広告の掲載を行うものとし、その取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1)継続申し込みの場合は、掲載期間終了の一月前に申し出ることとする。
- (2)掲載の優先順位は、継続掲載月数が多い順に掲載する。

第9条 バナー広告掲載の募集は、ホームページなどを利用し公募する。

【バナー広告掲載の募集】

第10条 この基準に定めるものの他、必要な事項は、法人が定める。

附則 この基準は、令和3年4月1日から施行する。